

議案第 76 号

海老名市手数料条例の一部改正について

海老名市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

個人番号カードの利用開始に伴う住民基本台帳カードの交付等に係る手数料の削除  
及び行政不服審査法の改正に伴う審理手続に係る関係書類等の写しの交付に係る手数  
料の追加を行うため

## 海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号ウを削り、同項に次の2号を加える。

(24) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定（他の法令の規定において準用する場合を含む。）により納付しなければならない手数料 用紙（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙をいう。以下この号及び次号において同じ。）に複写し、又は出力したもの1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）

(25) 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第 号）第12条第4項の手数料 用紙に複写し、又は出力したもの1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）

### 附 則

この条例中第2条の改正規定（第1項第5号ウを削る部分に限る。）は平成28年1月1日から、同条の改正規定（同項に2号を加える部分に限る。）は同年4月1日から施行する。